



2016年5月31日

各位

会社名 日本電気株式会社
代表者名 代表取締役執行役員社長兼 CEO 新野 隆
(コード番号 6701 東証第一部)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長 飾森 亜樹子
(TEL : 03-3798-6511)

日本航空電子工業株式会社株式(証券コード 6807)に対する 公開買付けの開始予定に関するお知らせ

日本電気株式会社(以下「公開買付者」といいます。)は、2016年5月31日開催の取締役会において、以下のとおり、日本航空電子工業株式会社(東証第一部:コード番号 6807、以下「対象者」といいます。)の普通株式に対する金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)による公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を実施する旨を決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本公開買付けの開始につきましては、国内外の独占禁止法・競争法に基づき必要な手続及び対応を終えること及び対象者の取締役会が、本公開買付けに賛同する旨の意見を行うことについて適法かつ有効に承認し、その旨の公表をしていることを前提条件としております。公開買付者は、上記の前提条件が充足された場合に、速やかに本公開買付けを開始することを予定しており、本日現在、平成28年11月頃には本公開買付けを開始することを目指しておりますが、国内外の競争当局における手続等に要する期間を正確に予想することが困難な状況ですので、本公開買付けのスケジュールの詳細については、決定次第速やかにお知らせいたします。

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、本日現在、対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)22,491,671株(所有割合(注1)24.68%)を所有するとともに、議決権行使の指図権を留保して三井住友信託銀行株式会社を受託者(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に再信託)とする退職給付信託(以下「公開買付者退職給付信託」といいます。)に拠出している対象者株式13,800,000株(所有割合15.14%)と合わせて、対象者株式36,291,671株(所有割合39.82%)を実質的に保有しており、対象者を持分法適用関連会社としています。

(注1)「所有割合」とは、対象者が平成28年2月10日に提出した第86期第3四半期報告書(以下「本四半期報告書」といいます。)に記載された平成28年2月10日現在の対象者の発行済株式総数(92,302,608株)に、対象者が平成27年6月23日に提出した第85期有価証券報告書及び平成27年11月12日に提出した第86期第2四半期報告書(以下「本有価証券報告書等」といいます。)に記載された平成27年5月31日現在の新株予約権(215個)及び平成27年7月10日付で発行した新株予約権(76個)の目的となる対象者株式数(291,000株)を加算し、対象者が平成28年4月27日に公表した「平成28年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「本決算短信」といいます。)に記載された平成28年3月31日現在の対象者が所有する自己株式数(1,456,426株)を控除した株式数(91,137,182株)に対する割合(なお、小数点以下第三位を四捨五入しています。)をいい、以下同じとします。

公開買付者は、本日開催の取締役会において、対象者を公開買付者の連結子会社とすることを目的として、国内外の独占禁止法・競争法に基づく必要な手続及び対応を終えること並びに対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を行うことについて適法かつ有効に承認をし、その旨の公表をしていることを本公開買付けの開始の条件として、対象者株式を対象とする公開買付けを実施する旨決議いたしました。

本日現在、対象者株式は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付け成立後も引続き対象者株式の上場及び対象者の経営の自主性を維持しながら、事業連携関係を強化する方針であることから、本公開買付けにおいては、公開買付者は、10,000,000株（本日現在、公開買付者及び公開買付者退職給付信託が所有する対象者株式と合わせて、所有割合にして50.79%）を買付予定数の上限と設定しており、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の上限（10,000,000株）を超える場合には、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。他方、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限は設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の上限（10,000,000株）以下の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

なお、対象者によって公表された本日付「日本電気株式会社による当社株式に対する公開買付け（予定）に関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、本日開催の対象者取締役会において、取締役の全員一致により、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、対象者の企業価値に重大な影響を及ぼし、対象者が本公開買付けに賛同することが適切でないと合理的に判断されることとなる事象が発生していないこと、及び、本公開買付けの条件に優越する、公開買付者以外の第三者による対象者株式を対象とする公開買付けその他対象者の株式等の大規模な取得等の提案であって、それが存在するにもかかわらず、本賛同意見の表明をすることが、対象者の取締役としての善管注意義務に違反するおそれがあると合理的に判断される提案が存在しないことを条件として、本公開買付けに賛同する旨の決議を行ったとのことです。また、当該取締役会においては、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であるため、対象者株主が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の判断に委ねる旨を併せて決議したとのことです。

対象者の取締役会の意思決定過程の詳細については、下記「（4）本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議のない旨の意見」をご参照ください。

（2）本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け後の経営方針は、以下のとおりです。なお、以下の記載のうち対象者に関する記述は、対象者から受けた説明及び対象者が公表した情報に基づくものです。

① 本公開買付けの目的及び背景

公開買付者並びに公開買付者の子会社217社及び持分法適用関連会社52社（平成28年3月31日現在）からなるNECグループは、①主に官公、公共、医療、金融及びメディア向けにシステム・インテグレーション、サポート、アウトソーシング、クラウドサービス及びシステム機器等を提供する「パブリック事業」、②主に製造業及び流通・サービス業向けにシステム・インテグレーション、サポート、アウトソーシング及びクラウドサービス等を提供する「エンタープライズ事業」、③主に通信事業者向けにネットワークインフラ、サービス&マネジメント等を提供する「テレコムキャリア事業」並びに

④ハードウェア、ソフトウェア、企業ネットワーク及びサービス（データセンター基盤、サポート）の提供を中心とする「システムプラットフォーム事業」のセグメントにわたって、製品の開発、生産及び販売からサービスの提供に至るまで幅広い事業活動を展開しております。

公開買付者は、人が豊かに生きる安全・安心・効率・公平な社会を実現するために、社会価値創造型企業として ICT（注1）を活用して社会インフラを高度化する「社会ソリューション事業（上記パブリック事業、エンタープライズ事業、テレコムキャリア事業の各セグメントにて展開する事業の総称）」に注力しています。「2018 中期経営計画（2016 年度から 2018 年度）」では、営業利益率 5%の実現に向けて収益構造の立て直しに取り組むとともに、社会ソリューション事業のグローバル化を推進し成長軌道への回帰を図ることで、中長期的な企業価値の向上を目指しています。

社会ソリューション事業のグローバル化を推進し成長軌道への回帰を図るため、具体策としては、リアルタイムでの事象把握により、さらなる安全・安心の確保に貢献するセーフティ事業、社会のニーズに対応した通信事業者の新サービスの迅速な実現に貢献するグローバルキャリア向けネットワーク事業、大手コンビニチェーンなどにおける 24 時間 365 日の店舗運営や消費者の利便向上に貢献するリテール向け IT サービス事業を注力事業と定義し、市場成長が見込める領域にリソースを集中することにより、事業拡大をはかります。公開買付者は、これらの取り組みにより、人が豊かに生きるための安全・安心・効率的・公平な社会の実現に、グローバルで貢献するとともに、自らも成長していく「社会価値創造型企業」への変革に全力で取り組んでいます。

（注1）Information and Communication Technology（情報通信技術）の略称をいいます。

一方、対象者並びに対象者の子会社 25 社及び関連会社 2 社（平成 28 年 3 月 31 日現在）からなる航空電子グループは、「開拓、創造、実践」の企業理念のもと、独自の革新的、創造性に富んだ高い技術・開発力を背景に、主に携帯機器市場、自動車市場、産業機器・社会インフラ市場をはじめ幅広い市場向けに各種コネクタ製品を開発・製造・販売する「コネクタ事業」、車載用静電タッチパネルなどの自動車市場向け製品、産業機器・医療機器向けの各種操作パネルなどの製品を開発・製造・販売する「インターフェース・ソリューション事業」、飛行制御装置、慣性航法装置、電波高度計などの防衛・宇宙用電子機器、及び半導体・液晶製造装置向け制振・駆動用機器、油田掘削向けセンサ、車載用回転角度センサなどの産業機器・社会インフラ及び自動車市場向け製品を開発・製造・販売する「航機事業」の 3 つの事業を展開しております。対象者は、“Technology to Inspire Innovation”「対象者の開発する技術が、お客様の独創的な商品開発に新しい扉を拓きます。」を標榜し、お客様のイノベーション実現を加速する技術開発・ものづくりに注力しており、長年にわたり、世界のお客様からパートナーとしての高い信頼をいただくため、「連結経営を基軸としたグローバルな事業展開」「グローバルマーケティングと技術開発力の強化」「品質・もの作りの革新」を経営の基本方針として推進してきました。現在、携帯機器市場、自動車市場及び産業機器・社会インフラ市場を重点 3 市場と位置づけ、成長機器、成長市場に対する積極的なグローバルマーケティングと新製品開発活動を通じて、過去 5 年間に於いて年平均 12%の売上高成長率（平成 28 年 3 月期と平成 24 年 3 月期との対比）を遂げ、その間の海外売上高比率は 54%（平成 24 年 3 月期）から 71%（平成 28 年 3 月期）に拡大、また売上高経常利益率 9.4%（平成 28 年 3 月期）の連結業績を実現しております。

対象者は、昭和 28 年 1 月に公開買付者が航空エレクトロニクス事業に進出する際に、当該事業を担う位置づけの 100%出資の子会社として設立され、以降自主自立の経営を通じて独自に事業を発展させてまいりました。昭和 48 年 4 月に東京証券取引所市場第二部に上場、昭和 55 年 9 月に東京証券取引所市場第一部に上場しましたが、当該上場後も、公開買付者は、対象者を連結子会社として位置づけてまいりました。公開買付者は IT バブル崩壊後、IT・ネットワークソリューション領域へ注力するという経営方針のもと、平成 16 年 3 月に対象者の株式の一部（10,000,000 株、1 株につき 1,031 円）を株式売出しにより売却し、それ以降、対象者を持分法適用関連会社と位置づけてきましたが、以後今日に至るまで、公開買付者及び対象者は、互いに独立した上場企業として緩やかな連携を続けてまいりました。

今般、公開買付者は、IoT（注2）時代の到来等、社会・経済構造が変化中、ICT を活用した社会ソリューション事業のグローバル化を推進するためには対象者との連携を更に強固にすることが必

要と判断するに至り、平成 28 年 3 月中旬、対象者に対し、両社の連携強化に関する経営方針の明確化と事業連携施策を共同で実行するために公開買付けを行いたいとの提案を行い、当該提案に対する両社経営トップレベルでの協議を開始しました。それを受け、公開買付者及び対象者は、平成 28 年 4 月上旬から本公開買付けについて本格的な協議を重ね、両社の企業価値向上に向けた事業運営に係る施策について様々な角度から検討を行ってまいりました。その結果、公開買付者及び対象者は、両社及び NEC グループの経営資源を結集することによる両社の事業基盤の強化を実現するためには、対象者を公開買付者の連結子会社として改めて位置づけ直し、それを社内外に示す必要があるとの判断から、本公開買付けを通じた公開買付者と対象者との資本関係の強化が重要であるとの結論に至りました。

(注 2) Internet of Things の略称であり、様々なものがインターネットに接続され、情報交換する仕組みをいいます。

今回の公開買付者及び対象者の連携強化は、(i) ICT を核とした大きな社会インフラの変革が想定される中で、IoT、自動車の自動運転などの成長領域における連携や、公開買付者の保有するサービス、システムなどのソリューション力と対象者の保有する技術・製品、グローバルな顧客との関係などの力を融合させることによる市場開拓力・マーケティング力の強化、技術・新製品・システム・ソリューション開発における交流の活発化、(ii) 公開買付者のパブリック事業及び対象者の航機事業が担う航空宇宙防衛事業の将来の事業発展に向けた協業、(iii) 両社の持つグローバルネットワークや技術の相互活用、(iv) 研究開発面での協力関係強化、クロスライセンス契約などを通じた NEC グループの広範な知的財産の活用、(v) 各種先端情報・経営ノウハウ・リソースの活用を通じた事業運営の効率化等、両社及び NEC グループの経営資源を結集することによる両社の事業基盤の強化を実現することを目的としております。

公開買付者は、今後、増え続ける世界人口が都市に集中し、また、それを上回るペースでエネルギーや食糧の需要が高まる中、地球の限りある資源を無駄なく使い、公平で持続できる社会を築いていくために、ICT を原動力とした新たな社会インフラの創出が求められているとの認識のもと、グローバル・メガトレンド(注 3)を踏まえた社会課題とその解決に向けて、ICT を活用した社会ソリューション事業を通じて、「安全」「安心」「効率」「公平」という価値の提供に努めていますが、公開買付者がグローバルで競争力を持ち、事業を拡大していくためには、公開買付者が注力する社会ソリューション事業における魅力のあるソリューションの整備とともに、現地でのサービス提供能力及びお客様との信頼関係の醸成といったグローバル事業基盤の強化が喫緊の課題となっております。また、世界の ICT 関連のデータは増加し続け、将来、膨大なデータが流通すると見込まれる中で、これまで制御の対象としていなかった様々なモノから大量のデータを集めることが可能となり、それらのデジタルデータに高度な分析・解析を介することで付加価値を見出すことができるようになります。来るべき IoT 時代においては、デジタルの世界で見出されたデータの付加価値を、現実の社会・産業・生活に対して高速かつリアルタイムに反映させることで、新たな社会価値創造の機会、産業構造の変革、知識創造プロセスの変化などが生み出されていくことが想定されます。公開買付者は、幅広い業種間での連携を通じて、これまで制御の対象としていなかった様々なモノから膨大な ICT 関連のデータを集め、分析し、解析することで新たな社会価値を創出し、より良い社会の実現を目指しております。

(注 3) 「グローバル・メガトレンド」とは、世界が直面する大きな潮流(メガトレンド)をいいます。

かかる現状の課題等に関連して、公開買付者及び対象者は、特に、

- (a) 公開買付者が有するサービス、システムなどのソリューション視点を起点としたアプローチと、対象者が持つ素材・技術・製品・システムを起点としたアプローチとを融合することによる、既存の事業領域の枠を超えた事業展開の可能性を共有するとともに
- (b) 両社が、航空宇宙防衛事業において長年日本のナショナルセキュリティ、及び宇宙開発に貢献してきた事を踏まえ、同事業における両社の将来の発展に向けた事業協業の更なる推進の実現に向けて連携を強化していくことの重要性を相互に確認しております。

また、対象者が公開買付者の100%出資の子会社として設立された後、対象者の株式公開、ITバブル崩壊後の公開買付者のIT・ネットワークソリューション領域への注力という経営方針に基づく対象者株式の売出しを通じて、徐々に公開買付者の対象者株式の所有割合は低下してきましたが、両社間には長年にわたり継続してきた資本や人的な関係を通じて醸成された相互の深い信頼関係が保たれていることを背景に、対象者は、公開買付者の対象者株式の所有割合が平成16年3月以前の水準に戻ることを契機に、事業価値向上のため、改めて公開買付者との連携強化を図るとのことです。

具体的には、対象者は、

- (a) 対象者がこれまでも進めてきた部品単体に留まらず、材料・素材に関わる技術をベースとしたモジュール・製品への事業領域拡大を踏まえ、既存の事業領域の枠を超えた更なる事業展開の広がりに向けた公開買付者との連携による発展の可能性の模索（例えば、情報通信技術の高度化につれてコネクタやセンサもシステムと一体化する流れの中で、様々な業界におけるIoTの利活用や、自動車の自動運転をはじめとする、情報通信技術を鍵とした大きな社会インフラの変革に対する、公開買付者が有するサービス、システムなどのソリューション視点からのマーケティングの活用推進や、システムから製品、モジュール、部品、素材に至る一貫したソリューション開発の推進）
- (b) 対象者の持つ高速伝送・高周波技術、高電流、耐環境性能、精密加工技術、信頼性評価技術などの強みに加え、公開買付者が持つ研究開発力、知的財産の活用や公開買付者が有する異なる視点からのアプローチによる、技術的な課題の克服の加速
- (c) 公開買付者が持つグローバルネットワークを活用した海外マーケティング、市場開拓力の拡充
- (d) 両社が、航空・宇宙・防衛事業において長年日本のナショナルセキュリティ及び宇宙開発に貢献してきた事を踏まえた同事業における両社の将来の発展に向けた事業協業の更なる推進
- (e) 対象者の企業規模拡大や事業の幅の広がりに対応した経営基盤拡充に当たり、公開買付者が有する各種経営ノウハウ、リソースの活用を図るとのことです。

また、対象者は、上記の事業価値の向上を図りつつも、対象者が今後も持続的な発展により企業価値を向上させていくためには、対象者の独自の企業文化、経営の自主性を維持することが非常に重要であると認識しているとのこと。他方、公開買付者としても、同様の認識のもと、下記「②本公開買付け後の経営方針」記載の通り、対象者株式の上場を維持し、現状の対象者の上場会社としての自主的な経営を尊重しつつ、両社の連携を深めることとし、今後、企業価値の向上に関する具体的な取り組みに向け、対象者との協議・検討を活発化させていきたいとの意向であることから、平成28年5月31日開催の対象者取締役会において、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同する旨を決議したとのこと。また、当該対象者取締役会においては、株式会社日本政策投資銀行（以下「日本政策投資銀行」といいます。）より取得した株式価値算定書に照らせば、本公開買付価格は一定の合理性があると考えられるものの、対象者と公開買付者は、対象者の連結子会社化後も対象者株式の上場を維持することについて合意しており、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であること、また、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定されていることから、対象者株主としては本公開買付け後も対象者株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、対象者株主が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の判断に委ねる旨を、併せて決議したとのこと。当該対象者取締役会の意思決定過程の詳細については、下記「(4)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議のない旨の意見」をご参照ください。

② 本公開買付け後の経営方針

本公開買付け後の経営方針につきましては、公開買付者は、対象者が今後も持続的な発展により企業価値を向上させていくためには、対象者の独自の企業文化、経営の自主性を維持することが非常に重要であると認識しており、対象者の連結子会社化後も対象者株式の上場を維持し、また、現状の対象者の上場会社としての自主的な経営を尊重しつつ、両社の連携を深め企業価値の向上に関する具体的な取り組みに向け、今後対象者との協議・検討を行うことを予定しております。なお、公開買付者による対象者の連結子会社化後の経営への関与に関して、公開買付者と対象者との間で、公開買付者の対象者に対する議決権保有比率を51%以下とし、対象者株式の上場を維持することを基本方針とし、基本方針に変更が生じる場合には、公開買付者は対象者の意向を尊重する旨、対象者の役員人事等につき公開買付者に対し事前に報告のうえ、実行する旨、対象者の経営計画に関する目標設定や業績コントロール等事業運営に係る事項につき自らの責任で意思決定及び執行する旨、公開買付者による対象者の連結子会社化後に開催される対象者の最初の株主総会以降、公開買付者が対象者に対して取締役を1名派遣する旨等について合意しております。詳細は、下記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意」の「①基本方針」及び同「④ 公開買付者による対象者の経営への関与」をご参照ください。

(3) 本公開買付けに関する重要な合意

公開買付者と対象者は、本日付けで、本公開買付け及び公開買付者による対象者の連結子会社化後の経営への関与に関する覚書（以下「本覚書」といいます。）を締結しております。本覚書の概要は以下の通りです。

① 基本方針

公開買付者の対象者に対する議決権保有比率（公開買付者が保有する議決権数の、対象者の発行済株式総数から自己株式数を控除した数を単元株式数で除した値に対する割合をいいます。）は、公開買付者による対象者の連結子会社化（以下「本子会社化」といいます。）後も公開買付者が公開買付者の退職給付信託に拠出している対象者の株式を含め51%以下とし、また、対象者株式の上場を維持する。但し、基本方針に変更が生じる場合には、公開買付者は対象者の意向を尊重する。また本子会社化後、対象者が新株発行又はそれに準ずる行為を行う場合には、公開買付者は、基本方針に基づき可能な限り協力する。

② 公開買付者による本公開買付けの実施

公開買付者は、(1)対象者の取締役会が、下記「③対象者による賛同意見の表明」に定める賛同意見を行うことについて適法かつ有効に承認をし、その旨の公表をしていること、及び(2)国内外の独占禁止法・競争法の手続及び対応に関し、本公開買付けの開始及び実行が当該国の独占禁止法・競争法に違反又は抵触しない旨の許認可若しくは意見が取得され又は異議なく待機期間が満了していることの各条件が、本公開買付けの開始日の前営業日において充足されていることを前提条件として、本公開買付けを実施する。

③ 対象者による賛同意見の表明

対象者は、(1)対象者の企業価値に重大な影響を及ぼし、対象者が本公開買付けに賛同することが適切でないと合理的に判断されることとなる事象が発生していないこと、及び、(2)本公開買付けの条件に優越する、公開買付者以外の第三者による対象者株式を対象とする公開買付けその他対象者の株式等の大規模な取得等の提案であって、それが存在するにもかかわらず、本賛同意見の表明をすることが、対象者の取締役としての善管注意義務に違反するおそれがあると合理的に判断される提案が存在しないことの各条件が、本公開買付けの開始日の前営業日において充足されていることを前提条件として、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明し、これを公表するものとし、上記前提条件が維持されている限り、本公開買付けにかかる買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）が終了するまでこれを維持する。

④ 公開買付者による対象者の経営への関与

公開買付者及び対象者は、本子会社化後も、対象者の健全な事業運営が維持されている限り、以下のとおり、対象者が公開買付者のグループ経営方針を尊重しつつ、上場会社として自主的な経営を行うものであることを確認する。

- (a) 対象者は、役員人事、配当方針の決定、財務体質に重大な影響を及ぼす投資、年度業績予想及び修正予想の公表等について、公開買付者に対し事前に報告のうえ、実行する。
- (b) 対象者は、経営計画に関する目標設定や業績コントロール、投資計画の策定・実行など、事業運営に係る事項について、自らの責任で意思決定及び執行する。
- (c) 対象者は、従業員に対する各種制度及び施策について、両社間の協力関係を維持したうえで、自主的に企画、判断及び実行する。
- (d) 公開買付者は、本子会社化後に開催される対象者の最初の株主総会以降、対象者に対し、取締役を1名派遣する。

(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本日現在において、対象者は公開買付者の子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しませんが、公開買付者は、公開買付者及び公開買付者退職給付信託が所有している株式数と合わせて、対象者株式 36,291,671 株（所有割合 39.82%）を実質的に保有し、対象者を持分法適用関連会社としていること、及び対象者に対して公開買付者から1名の社外監査役を派遣していることを考慮し、公開買付者及び対象者は、本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下のような措置を実施いたしました。なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーであるSMBC日興証券株式会社（以下「SMBC日興証券」といいます。）に対して、対象者の株式価値の算定を依頼しました。

SMBC日興証券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価法、類似上場会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を用いて、対象者の株式価値の算定を行い、公開買付者は、SMBC日興証券から平成28年5月30日に株式価値算定書を取得しました。なお、SMBC日興証券は、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。また、公開買付者は、SMBC日興証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

なお、公開買付者がSMBC日興証券から取得した対象者の株式価値に関する株式価値算定書の概要については、下記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「①算定の基礎」をご参照ください。

② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、日本政策投資銀行の有する中立性を考慮し、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関として、同行に対し対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。日本政策投資銀行は、対象者との間に融資にかかる取引関係がありますが、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。なお、対象者の株式価値の算定にあたっては、日本政策投資銀行における融資担当部門からは独立したアドバイザー担当部門が独自に業務を行っており、この点からも上記取引関係が対象者の株式価値の算定業務に影響を与えることはないと考えているとのことです。

日本政策投資銀行は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者株式が東京証券取引所に上場し、継続的に値付けがなされ、株価形成上十分な流動性も確保されており、多数の投資判断の結果が反映されていると想定されることから採用した市場株価法のほか、M&Aにおける基本的な評価手法であり、対象者と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較による対象者株式の株式価値の類推が可能であることから採用した類似会社比較法、及び対象者の将来の事業活動の状況を算定に反映させるために採用したDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行ったとのことです。対象者は日本政策投資銀行から平成28年5月30日に対象者株式に関する株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、日本政策投資銀行から本公開買付け価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

日本政策投資銀行により、対象者株式の株式価値算定にあたり、採用された手法及び当該手法に基づいて算定した対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価法	1,283円から1,419円
類似会社比較法	1,534円から1,944円
DCF法	1,616円から2,268円

市場株価法では、平成28年5月27日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所市場第一部における基準日終値1,419円、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,342円（小数点以下四捨五入、以下、終値の単純平均値の計算において同じです。）、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,283円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値1,401円を基に、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は、1,283円から1,419円までと分析しているとのことです。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、その1株当たりの株式価値の範囲は、1,534円から1,944円までと分析しているとのことです。

DCF法では、対象者に係る事業計画（平成29年3月期から平成32年3月期まで）における収益や投資計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が平成29年3月期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を1,616円から2,268円までと分析しているとのことです。

なお、上記DCF法の算定の基礎となる事業計画については、大幅な増減益を見込んでいないとのことです。

③ 対象者における外部の法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の過程等における透明性及び公正性を確保するため、外部の法務アドバイザーとして東京八丁堀法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の過程、方法その他の留意点について、法的助言を受けているとのことです。

④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議のない旨の意見

対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からの本公開買付けに関する説明のほか、上記「② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」及び「③ 対象者における外部の法律事務所からの助言」に記載のとおり日本政策投資銀行から対象者の株式価値評価に関する株式価値算定書を取得し、また、東京八丁堀法律事務所からの法的助言を得ながら、公開買付者からの提案を慎重に検討し、公開買付者との協議を重ねるとともに、本公開買付けに関する諸条件について、慎重に協議・検討したとのことです。

その結果、対象者は、公開買付者の連結子会社となることによって、上記「(2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けの目的及び背景」に記載の通り、公開買付者と対象者との間の長年にわたる相互の信頼関係の存在を背景に、本公開買付けが対象者の

事業価値の向上に資すると考えられること、公開買付者が、現状の対象者の上場維持を前提に、対象者のこれまで通りの独立した上場会社としての自主・自立による経営を尊重するとしていることから、本日開催の対象者取締役会において、取締役の全員一致により、本日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、対象者の企業価値に重大な影響を及ぼし、対象者が本公開買付けに賛同することが適切でないと合理的に判断されることとなる事象が発生していないこと、及び、本公開買付けの条件に優越する、公開買付者以外の第三者による対象者株式を対象とする公開買付けその他対象者の株式等の大規模な取得等の提案であって、それが存在するにもかかわらず、本賛同意見の表明をすることが、対象者の取締役としての善管注意義務に違反するおそれがあると合理的に判断される提案が存在しないことを条件として、本公開買付けに賛同する旨の決議を行ったとのことです。また、当該対象者取締役会においては、日本政策投資銀行より取得した株式価値算定書に照らせば、本公開買付価格は一定の合理性があると考えられるものの、対象者と公開買付者は、対象者の連結子会社化後も対象者株式の上場を維持することについて合意しており、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であること、また、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定されていることから、対象者株主としては本公開買付け後も対象者株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、対象者株主が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の判断に委ねる旨を、併せて決議したとのことです。また、本公開買付けは、上記のとおり一定の事項を前提条件として開始される予定であり、その開始までに一定の時間がかかることが予想されるため、当該取締役会においては、本公開買付けが開始される時点で、上記の本公開買付けに賛同するための条件が充足されたことを確認の上、改めて本公開買付けに関する意見表明の決議を行うとのことです。

なお、本日における上記決議に係る議案の審議に参加した監査役（社外監査役を含む）はいずれも、当該決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。

また、対象者監査役の松本康子氏は、公開買付者の従業員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避し、対象者における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、上記決議に関する対象者取締役会に出席しておらず、対象者の立場において、本公開買付けに関する公開買付者との協議に参加していないとのことです。

（５）本公開買付け後の株券等の取得予定

公開買付者は、対象者を連結子会社化することを目的として本公開買付けを実施するため、本公開買付けにおいてその目的を達成した場合には、本公開買付け後に対象者株式の追加取得を行うことは、現時点で予定しておりません。他方、本公開買付けにおいて対象者を連結子会社化するに至らない場合には、対象者と対応方針を協議する予定ですが、現時点で、具体的な対応方針は未定であり、本公開買付け後に対象者株式を追加取得する具体的な予定はありません。

（６）上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、本公開買付けは、対象者株式 10,000,000 株（所有割合 10.97%）を買付予定数の上限として設定しておりますので、本公開買付けにより当該 10,000,000 株の買付け等を行った後に公開買付者が実質的に所有することになる対象者株式は 46,291,671 株（所有割合 50.79%）であり、公開買付者は本公開買付けに伴う対象者の上場廃止を企図しておりません。また、上記「（３）本公開買付けに関する重要な合意」記載のとおり、公開買付者と対象者は、対象者の連結子会社化後も対象者株式の上場を維持することについて合意しております。したがって、本公開買付けの成立後も、対象者株式は引き続き上場が維持される予定です。

２．買付け等の概要

（１）対象者の概要

① 名 称	日本航空電子工業株式会社
-------	--------------

② 所在地	東京都渋谷区道玄坂一丁目 10 番 8 号	
③ 代表者の 役職・氏名	社長 小野原 勉	
④ 事業内容	コネクタ、インターフェース・ソリューション機器、航空・宇宙用の電子機器及び電子部品の製造・販売並びにこれらに関連する機器及び部品等の仕入販売	
⑤ 資本金	10,690 百万円	
⑥ 設立年月日	昭和 28 年 1 月 19 日	
⑦ 大株主及び 持株比率 (平成 28 年 3 月 31 日現在) (注 1)	日本電気株式会社 24.76% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・日本電気株式会社退職給付信託口) 15.19% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) 2.49% NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT 2.42% JP MORGAN CHASE BANK 385078 2.30% JP MORGAN CHASE BANK 380634 2.18% THE CHASE MANHATTAN BANK, N. A. LONDON SPECIAL ACCOUNT NO. 1 1.84% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 1.80% STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 1.43% CBLDN STICHTING PGGM DEPOSITARY-DEVELOPED MARKETS ALTERNATIVE EQUITY PF FUND 1.23%	
⑧ 公開買付者と対象者の関係		
資本関係 (注 2)	公開買付者は対象者の発行済株式総数 (92,302,608 株) の 24.37% に相当する 22,491,671 株を直接に所有するとともに、議決権行使の指図権を留保して公開買付者退職給付信託に拠出している対象者の発行済株式総数の 14.95% に相当する 13,800,000 株と合わせて、対象者の発行済株式総数の 39.32% に相当する 36,291,671 株を実質的に保有しております。	
人的関係	公開買付者は、対象者に対して社外監査役を 1 名派遣しております。	
取引関係	公開買付者は、対象者より、公開買付者が使用する一部部品の供給を受けております (対象者の平成 28 年 3 月期における当該取引に関する売上高 496 百万円)。また、公開買付者は、対象者に対して、公開買付者の一部製品の供給を行っております (公開買付者の平成 28 年 3 月期における当該取引に関する売上高 201 百万円)。	
関連当事者への 該当状況	対象者は、公開買付者の持分法適用関連会社に該当します。	

(注 1) 大株主の持株比率は自己株式を控除して計算しています。また、持株比率は表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

(注 2) 資本関係欄における持株比率は表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

(2) 日程等

① 日程

本公開買付けの開始につきましては、国内外の独占禁止法・競争法に基づき必要な手続及び対応を終えること及び対象者の取締役会が、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することについて適法かつ有効に承認し、その旨の公表をしていることを前提条件としております。公開買付者は、上記の前提条件が充足された場合に、速やかに本公開買付けを開始することを予定しており、本日

現在、平成 28 年 11 月頃には本公開買付けを開始することを目指しておりますが、国内外の競争当局における手続等に要する期間を正確に予想することが困難な状況ですので、本公開買付けのスケジュールの詳細については、決定次第速やかにお知らせいたします。

②届出当初の買付け等の期間

公開買付期間は、30 営業日とする予定です。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 1,920 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーである SMBC 日興証券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼しました。

SMBC 日興証券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価法、類似上場会社比較法及び DCF 法を用いて、対象者の株式価値の算定を行い、公開買付者は、SMBC 日興証券から平成 28 年 5 月 30 日に株式価値算定書を取得しました。なお、SMBC 日興証券は、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していません。また、公開買付者は、SMBC 日興証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式 1 株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価法	: 1,288 円～1,396 円
類似上場会社比較法	: 1,496 円～2,255 円
DCF 法	: 1,516 円～2,382 円

市場株価法では、平成 28 年 5 月 30 日を基準日として、過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 1,341 円（小数点以下四捨五入、以下単純平均値の計算において同じとします。）、同過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 1,288 円、同過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 1,396 円を基に、1 株当たりの株式価値の範囲を 1,288 円から 1,396 円までと分析しております。

類似上場会社比較法では、対象者と事業内容等が類似する上場会社を選定し、当該会社に係る一定の株価等に対する財務数値の倍率を、対象者の財務数値に適用して株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値の範囲を 1,496 円から 2,255 円までと分析しております。

DCF 法では、対象者の平成 29 年 3 月期から平成 31 年 3 月期までの事業計画等を踏まえて公開買付者が独自に検討した事業計画、直近までの業績動向、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が平成 29 年 3 月期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 1,516 円から 2,382 円と分析しております。

公開買付者は、SMBC 日興証券から取得した株式価値算定書に記載された算定内容・結果を踏まえつつ、対象者に対するデュー・デリジェンスの結果、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、平成 28 年 5 月 31 日に本公開買付価格を 1,920 円とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付価格 1,920 円は、本日の前営業日である平成 28 年 5 月 30 日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値 1,474 円に対して 30.26%（小数点以下第三位四捨五入、以下比率の計算において同じとします。）、平成 28 年 5 月 30 日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 1,341 円

に対して 43.18%、同過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 1,288 円に対して 49.07%、同過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 1,396 円に対して 37.54%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。

② 算定の経緯

(本公開買付価格の決定に至る経緯)

平成 28 年 3 月中旬、公開買付者から対象者に対し、両社の連携強化に関する経営方針の明確化と事業連携施策を共同で実行するために公開買付けを行いたいとの提案を行い、当該提案に対する両社経営トップレベルでの協議を開始したことを契機として、公開買付者は、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーである SMBC 日興証券を選任しました。それを受け、公開買付者及び対象者は、平成 28 年 4 月上旬から本公開買付けについて本格的な協議を重ね、両社の企業価値向上に向けた事業運営に係る施策について様々な角度から検討を行ってまいりました。その結果、公開買付者及び対象者は、両社及び NEC グループの経営資源を結集することによる両社の事業基盤の強化を実現するためには、対象者を公開買付者の連結子会社として改めて位置づけ直し、それを社内外に示す必要があるとの判断から、本公開買付けを通じた公開買付者と対象者との資本関係の強化が重要であるとの結論に至ったことから、以下の経緯により、本公開買付価格を決定し、公開買付者は平成 28 年 5 月 31 日開催の取締役会において、対象者を公開買付者の連結子会社とすることを目的として、国内外の独占禁止法・競争法に基づく必要な手続及び対応を終えること並びに対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を行うことについて適法かつ有効に承認をし、その旨の公表をしていることを本公開買付けの開始の条件として、対象者株式を対象とする公開買付けを実施する旨決議いたしました。

(i) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーである SMBC 日興証券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼しました。

SMBC 日興証券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価法、類似上場会社比較法及び DCF 法を用いて、対象者の株式価値の算定を行い、公開買付者は、SMBC 日興証券から平成 28 年 5 月 30 日に株式価値算定書を取得しました。なお、SMBC 日興証券は、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。また、公開買付者は、SMBC 日興証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

(ii) 当該意見の概要

SMBC 日興証券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価法、類似上場会社比較法及び DCF 法を用いて対象者株式の株式価値の算定を行っております。採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式 1 株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価法	: 1,288 円～1,396 円
類似上場会社比較法	: 1,496 円～2,255 円
DCF 法	: 1,516 円～2,382 円

(iii) 当該意見を踏まえて本買付価格を決定するに至った経緯

公開買付者は、SMBC 日興証券から取得した株式価値算定書に記載された算定内容・結果を踏まえつつ、対象者に対するデュー・デリジェンスの結果、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、平成 28 年 5 月 31 日に本公開買付価格を 1,920 円とすることを決定いたしました。

③ 算定機関との関係

公開買付者のファイナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券は、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
10,000,000株	一株	10,000,000株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数(10,000,000株)以下の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限(10,000,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は、法令の手に従い公開買付け期間中に自己の株式を買取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 公開買付け期間の末日までに新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により交付される対象者株式についても本公開買付けの対象としております。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	36,291個	(買付け等前における株券等所有割合 39.82%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	未定	(買付け等前における株券等所有割合 未定)
買付予定の株券等に係る議決権の数	10,000個	(買付け等後における株券等所有割合 10.97%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合 一%)
対象者の総株主等の議決権の数	90,454個	

(注1) 「買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」には、本日現在公開買付者が所有する株券等(22,491,671株)に係る議決権の数(22,491個)及び金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第7条第1項第3号に基づき公開買付者の所有に準ずる株券等に該当する公開買付者退職給付信託に拠出している株券等(13,800,000株)に係る議決権の数(13,800個)の合計を記載しております。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及びその「買付け等前における株券等所有割合」は、本日現在未定ですが、本公開買付けの開始までに調査の上開示する予定です。

(注3) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(10,000,000株)に係る議決権の数を記載しております。

(注4) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、本四半期報告書記載の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式及び対象者の新株予約権の行使により発行又は移転される対象者株式についても買付け等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、本四半期報告書に記載された平成28年2月10日現在の対象者の発行済株式総数(92,302,608株)に、本有価証券報告書等に記載された平成27年5月31日現在の新株予約権(215個)及び平成27年7月10日付で発行した新株予約権(76個)の目的となる対象者株式数(291,000株)を加算し、本決算短信に記載された平成28年3月31日現在の対象者が所有する自己株式数(1,456,426株)を控除した株式数(91,137,182株)に係る議決権の数(91,137個)を分母として計算しております。

(注5) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 19,200百万円

(注) 買付代金は、本公開買付けにおける買付予定数(10,000,000株)に、1株当たりの本公開買

付価格（1,920円）を乗じた金額です。

（8）決済の方法等

決済の方法、公開買付開始公告日その他買付け等の条件及び方法については、決まり次第お知らせいたします。なお、公開買付代理人は、SMB C日興証券を起用する予定です。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については上記「1. 買付け等の目的等」をご参照ください。

4. その他

（1）公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

（i）本公開買付けへの賛同表明

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成28年5月31日開催の対象者取締役会において、取締役の全員一致により、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、対象者の企業価値に重大な影響を及ぼし、対象者が本公開買付けに賛同することが適切でないと合理的に判断されることとなる事象が発生していないこと及び、本公開買付けの条件に優越する、公開買付者以外の第三者による対象者株式を対象とする公開買付けその他対象者の株式等の大規模な取得等の提案であって、それが存在するにもかかわらず、本賛同意見の表明をすることが、対象者の取締役としての善管注意義務に違反するおそれがあると合理的に判断される提案が存在しないことを条件として、本公開買付けに賛同する旨の決議を行ったとのことです。また、当該取締役会においては、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であるため、対象者株主が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の判断に委ねる旨を併せて決議したとのことです。

なお、対象者の取締役会の意思決定過程の詳細については、対象者プレスリリース及び上記「1. 買付け等の目的等」の「（4）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議のない旨の意見」をご参照ください。

（ii）本覚書

公開買付者と対象者は、本日付で、公開買付者による対象者の連結子会社化後の経営への関与に関して、公開買付者の対象者に対する議決権保有比率を51%以下とし、対象者株式の上場を維持することを基本方針とし、基本方針に変更が生じる場合には、公開買付者は対象者の意向を尊重する旨、対象者の役員人事等につき公開買付者に対し事前に報告のうえ、実行する旨、対象者の経営計画に関する目標設定や業績コントロール等事業運営に係る事項につき自らの責任で意思決定及び執行する旨、公開買付者による対象者の連結子会社化後に開催される対象者の最初の株主総会以降、対象者に対して取締役を1名派遣する旨等について合意した本覚書を締結いたしました。本覚書の詳細については、上記「1. 買付け等の目的等」の「（3）本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

（2）投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

該当事項はありません。

以 上

【インサイダー規制】

本資料に含まれる情報を閲覧された方は、法第167条第3項、第4項および令第30条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本資料の発表から12時間を経過するまでは、日本航空電子工業株式会社の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、公開買付けは一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

【勧誘規制】

本資料は、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。本資料は、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘または購入申込みもしくは勧誘に該当するものでも、その一部を構成するものでもなく、本資料（もしくはその一部）またはその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【その他の国】

国または地域によっては、本資料の発表、発行または配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込みまたは売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。

【対象者の米国株主を対象とする情報】

本公開買付けは、日本法で定められた手続および情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続および基準は、米国を含む日本以外の管轄地における手続および情報開示基準とは必ずしも同じではありません。

【日本語の優先】

本公開買付けに関するすべての手続は、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部または一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が生じた場合には、日本語の書類が優先するものとします。

【将来予測】

本資料には日本電気株式会社（以下NECといいます。）および連結子会社を中心とする関係会社で構成されるNECグループの戦略、財務目標、技術、製品、サービス、業績等に関する将来予想に関する記述が含まれています。将来予想は、NECが金融商品取引所や関東財務局長等の規制当局に提出する他の資料および株主向けの報告書その他の通知に記載されている場合があります。これらの記述は、現在入手可能な仮定やデータ、方法に基づいていますが、そうした仮定やデータ、方法は必ずしも正しいとは限らず、NECは予想された結果を実現できない場合があります。また、これら将来予想に関する記述は、あくまでNECの分析や予想を記述したものであって、将来の業績を保証するものではありません。このため、これらの記述を過度に信頼することは控えるようお願いいたします。また、これらの記述はリスクや不確定な要因を含んでおり、様々な要因により実際の結果とは大きく異なりうることをあらかじめご了承ください。実際の結果に影響を与える要因には、(1)経済動向、市況変動、為替変動及び金利変動、(2)NECグループがコントロールできない動向や外部要因による財務及び収益の変動、(3)企業買収等が期待した利益をもたらさない、又は、予期せぬ負の結果をもたらす可能性、(4)戦略的パートナーとの提携関係の成否、(5)海外事業の拡大が奏功しない可能性、(6)技術革新・顧客ニーズへの対応ができない可能性、(7)製造工程に関する問題による減収又は需要の変動に対応できない可能性、(8)製品・サービスの欠陥による責任追及又は不採算プロジェクトの発生、(9)供給の遅延等による調達資材等の不足又は調達コストの増加、(10)事業に必要な知的財産権等の取得の成否及びその保護が不十分である可能性、(11)第三者からのライセンスが取得又は継続できなくなる可能性、(12)競争の激化により厳しい価格競争等にさらされる可能性、(13)特定の主要顧客が設備投資額若しくはNECグループとの取引額を削減し、又は投資対象を変更する可能性、(14)顧客が受け入れ可能な条件でのベンダーファイナンス等の財務支援を行えない可能性及び顧客の財政上の問題に伴い負担する顧客の信用リスクの顕在化、(15)優秀な人材を確保できない可能性、(16)格付の低下等により資金調達力が悪化する可能性、(17)内部統制、法的手続、法的規制、環境規制、税務、情報管理、人権・労働環境等に関連して多額の費用、損害等が発生する可能性、(18)自然災害や火災等の災害、(19)会計方針を適用する際に用いる方法、見積及び判断が業績等に影響を及ぼす可能性、債券及び株式の時価の変動、会計方針の新たな適用や変更、(20)退職給付債務にかかる負債及び損失等が発生する可能性、(21)本資料において予定している取引が成功裏に完了しない可能性、(22)本資料において予定している取引から期待される利益が実現しない可能性等があります。新たなリスクや不確定要因は随時生じるものであり、その発生や影響を予測することは不可能であります。また、本資料中の将来予想は、本資料の日付の時点でNECが有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、NECは、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正する義務を負うものではありません。

本資料に含まれる経営目標は、予測や将来の業績に関する経営陣の現在の推定を表すものではなく、NECが事業戦略を遂行することにより経営陣が達成しようと努める目標を表すものです。本資料に含まれる記述は、有価証券の募集を構成するものではありません。いかなる国・地域においても、法律上証券の登録が必要となる場合は、有価証券の登録を行う場合または登録の免除を受ける場合を除き、有価証券の募集または売出しを行うことはできません。